

神戸市事業者選定委員会規程をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道局管理規程第23号

神戸市事業者選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第2の表に規定する神戸市事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を水道事業管理者が設置した場合に、同条例第2条の規定に基づき委員会の組織及び運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、諮問事項ごとに、それぞれ20人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会の委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他水道事業管理者が特に必要があると認める者のうちから、水道事業管理者が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問事項に係る事業者が選定される日又は諮問事項に関する調査審議が終了する日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会ごとに委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協議の要請)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

(除斥)

第7条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、これを非公開とする。ただし、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該諮問事項に係る事務を担当する課において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。